

平成30年度県立校担当者研修会 開催報告

千葉県学校薬剤師
常任委員 並木 佳久

平成30年4月15日（日）春の嵐とも言える悪天候の中、千葉県薬剤師会会議室にて県立校担当薬剤師を対象とした研修会が、交通機関の乱れもありながら70名と多数の先生方が参加のなか開催された。

まず一般社団法人千葉県薬剤師検査センター 秋葉泰徳先生より「学校における貯水槽の検査について」ご公演があった。県立校担当薬剤師の先生方は、年1回の貯水槽検査に立ち会うこととなっている。実際現場で検査担当されている先生なので、立会時に我々が普段疑問に思っている事などについて詳細な説明があった。

約90%の県立校で、水道法で分類される簡易専用水道が使用されている。簡易専用水道は水道事業者から供給を受ける水のみを水源とするものであり、水道事業者が適正な運営を行っている限り、水源として供給される水は水質基準に適合した清浄な水と考えられる。しかし、受水槽で一旦受け入れた後は簡易専用水道の施設を経て給水されることから、その管理が適正に行われない場合には給水される水の水質が水質基準に適合しないものとなるおそれがある。

このような理由から、水道法第34条の2において、簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならないこととされている。①水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。②水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。③給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質検査を行うこと。④供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。これらの管理が適正に実施されるよう、設置者はその水道の管理について、1年以内ごとに1回、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならないこととされている。この検査として、施設検査（周囲の状況、本体外部内部の破損状況、通気口やオーバーフロー管などの設備状況など）が行われている。

近年は、生徒数の減少や水道水の使用料の低下により末端給水栓の残留塩素濃度が検出しにくい現状が見受けられる。給水栓における残留塩素の不検出時の対応策として①受水槽の水位を下げ回転率を上げる ②塩素消毒設備可動の確認などが挙げられた。最後に、異常水質（着色・臭気・異物）の事例紹介などについての詳細な解説があった。

今回の研修会の講演スライドは、本日参加できなかった先生方も閲覧出来るよう千葉県学校薬剤師会のHP（http://www.c-yaku.sakura.ne.jp/school/school_top.htm）に掲載予定である。

次に、リオンテック株式会社より「学校環境衛生基準に対応する測定機器についての解説があった。学校環境衛生基準において、例えば温度・湿度測定は、アスマン通風乾湿計又は同等以上の方法、気流測定においてはカタ温度計又は微風速計で測定すると定められている。しかし近年、それらの測定機器に変わる操作が簡便な小型デジタル測定機器が多く使用されるようになり、測定効率の向上が図られるとのことであった。